

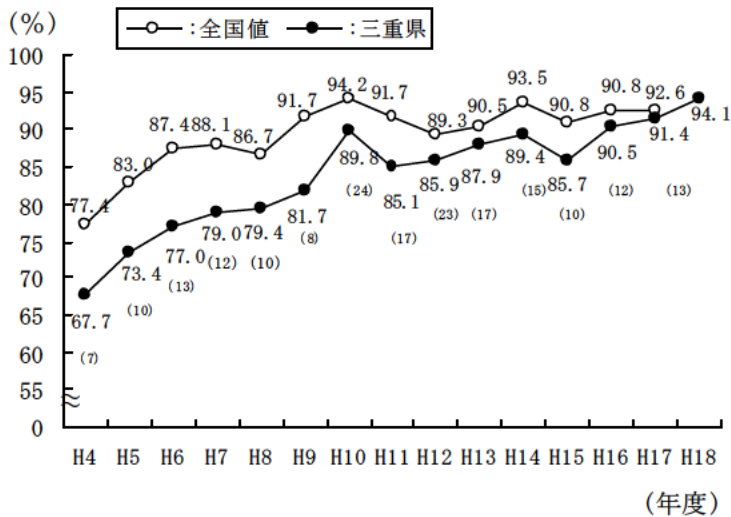
## 第5 主な財政指標の状況

### 財政指標の推移（普通会計決算ベース）

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければなりません。財政分析において財政構造の弾力性の度合いを判断する指標として、第42図に主な財政指標項目の推移を示しました。

なお、財政指標関連項目の状況については巻末資料34に示したとおりです。

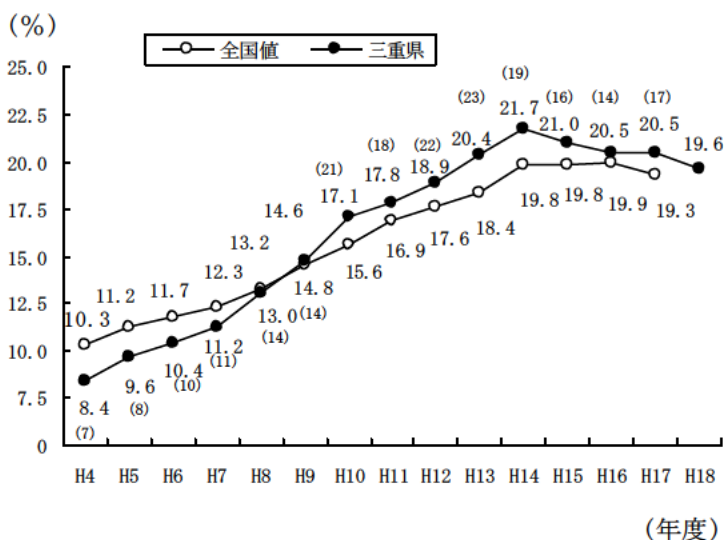
第42図 主な財政指標の推移



経常収支比率は、一般的には75%程度が妥当とされており、三重県は平成6年度以降、75%を上回っているとともに、全国値に対しては低い値で推移しているものの、よく似た変動傾向で上昇してきました。

これは毎年経常的に収入される地方税があまり伸びていないのに対し、人件費の上昇や公債費負担の増加等により毎年度経常に支出される経費に充当される一般財源の伸び率が大きいことによるものです。

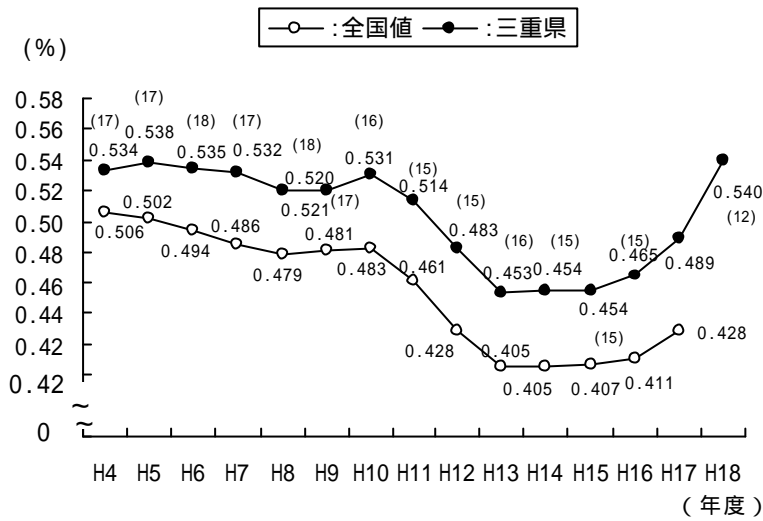
〔第42-2図〕公債費負担比率



県債の元利償還金等の公債費は平成4年度から平成14年度まで上昇し続けました。これは毎年度増加し続けた公債費に充当される一般財源の伸び率が大きいのに対し、一般財源の伸び率が低迷していたことによるものです。

公債費負担比率は、一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされていますが、本県は、平成6年度以降、10%を超えて上昇してきており、特に平成13年度以降は20%を超えて推移していましたが平成18年度において、危険ラインとされる20%を下回りました。しかし、いまだ高い水準にあり財政状況の厳しさは続いています。

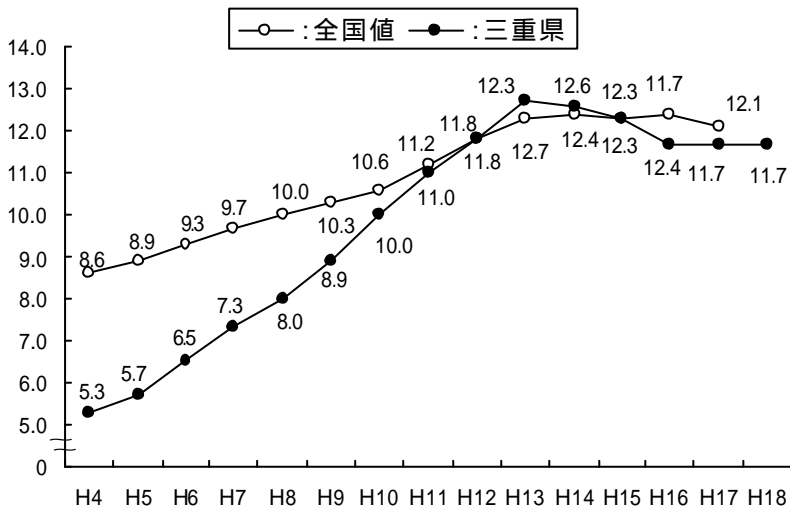
〔第 42 - 3 図〕 財政力指数（3 ヶ年平均）



財政力指数は財政力を判断する理論上の指数であり、三重県は平成 2 年度の 0.56 をピークに、その後全国値と同様に下方に推移していましたが、平成 18 年度には 0.540 となっています。

また、全国の状況を見ると、表 30 のとおりで、本県はCグループの中では最も高い財政力指数となっています。

〔第 42 - 4 図〕 起債制限比率



起債制限比率は平成 4 年度以降上昇傾向にあります。これは、公債費の伸び率が大きく、年々財政を圧迫してきていることを示しています。

この比率が 20% を超えると一部の県債の発行が制限されることとなっています。三重県は近年 10% を超えて推移しています。

## 財政力指数からみた本県の位置

表30 財政力指数（平成15年度～平成17年度）の状況

（単位：円）

	財政力指数	所 属 団 体	団体 数	人 口 1 人 あ た り の 額			
				17 年 度		16 年 度	
				地方税	一般財源	地方税	一般財源
B <sub>1</sub>	0.700～1.000	愛知県、神奈川県、大阪府	3	113,677	139,842	109,961	126,773
B <sub>2</sub>	0.500～0.700	埼玉県、静岡県、千葉県、茨城県、 福岡県、栃木県、群馬県	7	94,233	148,613	92,314	136,893
C	0.400～0.500	三重県、兵庫県、広島県、宮城県、 京都府、滋賀県、岐阜県、岡山県	8	(107,868) 95,123	(196,720) 180,241	(103,031) 89,338	(191,651)17 1,672
D	0.300～0.400	長野県、石川県、福島県、香川県、 新潟県、富山県、山口県、北海道、 奈良県、山梨県、福井県、愛媛県、 熊本県、徳島県	14	88,871	219,852	85,879	212,138
E	0.300未満	山形県、大分県、佐賀県、和歌山県、 青森県、岩手県、鹿児島県、沖縄県、 宮崎県、長崎県、秋田県、鳥取県、 高知県、島根県	14	73,248	249,503	72,874	244,010
F	1.10741	東京都	1	285,485	291,324	261,992	264,319

（注）1. グループの編成は、15年度～17年度までの財政力指数

（基準財政収入額／基準財政需要額）の平均値が0.700～1.000をB<sub>1</sub>、0.500～0.700をB<sub>2</sub>、0.400～0.500をC、0.300～0.400をD、0.300未満をEとして区分したものである。

2. 東京都は、他の道府県と行政権能、規模等著しく異なるので、Fグループとした。

3. 表示のグループは、17年度の区分である。

4. 人口1人あたりの額は、各グループの平均値で、（ ）内の数字は本県分を示したものである。

5. 一般財源は、地方税、地方譲与税、地方交付税及び交通安全対策特別交付金とした。

（出典参考）

「平成17年度都道府県決算状況調」による「平成17年度都道府県財政指数表」（総務省）

### 一口メモ

- **普通会計** 個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なることを踏まえて、財政比較や統一的な掌握のために地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と、公営企業会計に含まれない特別会計を合算したものです。
- **経常収支比率（財政構造の弾力性を判断する指標）**  
財政構造が弾力的か否か、財政の健全性が保持されているか否かの判断基準であり、歳出のうち、収入の増減に係わりなく支出を迫られる、経常的に支出されなければならない経費の占める割合を指します。一般的に、人件費や物件費等の経常経費の割合が大きく、また、それらの財源に国庫支出金、地方債といった臨時的収入が充てられる状態では財政構造が硬直化しており、柔軟な財政活動は期待できません。一般的には75%程度が妥当とされています。
- **財政力指数（地方公共団体の財政力を示す指標）**  
財政力を判断する、理論上の指数であり、交付税算定上の基準財政収入額を基準財政需要額で除して求めます。この指数が大きいほど財源に余裕があるとされており、1を超える自治体には普通交付税は交付されません。財政力指数は、1に近いか1を超えるほど財源に余裕があるものとされています。
- **公債費負担比率（地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標）**  
一般財源総額に対する公債費に充当された一般財源の割合をいうもので、これがどの程度一般財源の用途の自由度を制約するかを示すものです。この比率は、一般的に15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。
- **起債制限比率（地方債の許可制限に係る指標）**  
地方債の元利償還金に充当された一般財源のうち交付税措置される経費等を除外して算出される割合で、公債費による財政負担の度合いを判断する指標の1つです。  
一般的には、20%を超えると一部の起債が制限されます。